

資料 1

7 港環環第 号
令和 8 年 3 月 24 日

港区環境審議会
会長 青柳 みどり 様

港区長 清 家 愛

港区環境基本条例（平成 10 年港区条例第 28 号）第 20 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について

2 諮問理由

区は、令和 5 年 2 月に、令和 3 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「港区環境基本計画」を改定し、めざす環境像「多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市 みなと」の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。改定に当たっては、国・都が脱炭素や生物多様性「30by30」など環境目標を強化し、資源循環やDX・GXが進展していることなどから、こうした動向を踏まえ、脱炭素化、資源循環、生活環境保全、生態系保全及び環境学習と協働体制の強化を重要な要素として位置付け、最新動向を反映した目標設定、多様な主体連携、重点プロジェクトの推進等を軸に取り組んできました。また、地球温暖化対策地域推進計画、生物多様性地域戦略、気候変動適応計画及び環境教育等行動計画を包含する環境分野の総合計画として位置付け、横断的施策の強化を図るとともに、施策の一体的かつ効果的な推進に努めてきました。

一方で、引き続き温室効果ガス排出量が都内で最も多い状況や、気候変動による生物多様性の損失に加え、循環型社会の形成に向けた持続可能な資源循環施策の一層の強化など、課題は多岐にわたります。さらに、区民・事業者の環境配慮行動の拡大が求められる中、日常の行動を見直す契機となる行動変容に向けた意識付けの取組も必要になってきます。

こうした環境行政を取り巻く状況を踏まえ、計画期間の最終年度である令和 8 年度に新たな計画を策定する必要があります。策定に当たっては、港区基本構想、港区基本計画、港区実施計画を統合した新たな総合計画「MINATOビジョン」や港区一般廃棄物処理基本計画等との整合を図りつつ、区民、事業者と区が協働し、総合的な視点から対策を進めることが必要です。

つきましては、港区環境基本計画の策定に当たり、基本的な考え方について諮問いたします。